

秋田地方法務局 本荘支局及び大曲支局 における公証事務取扱いの 終了について

秋田地方法務局本荘支局及び大曲支局では、公証人法第8条の規定により公証事務の取扱いを行ってきましたが、令和2年6月30日をもって公証事務の取扱いを終了することになりました。

また、これまで取り扱った公正証書・定款等は、秋田公証人合同役場に引き継ぎます。

令和2年7月1日以降の公証事務は、公証役場において取り扱うこととなります。

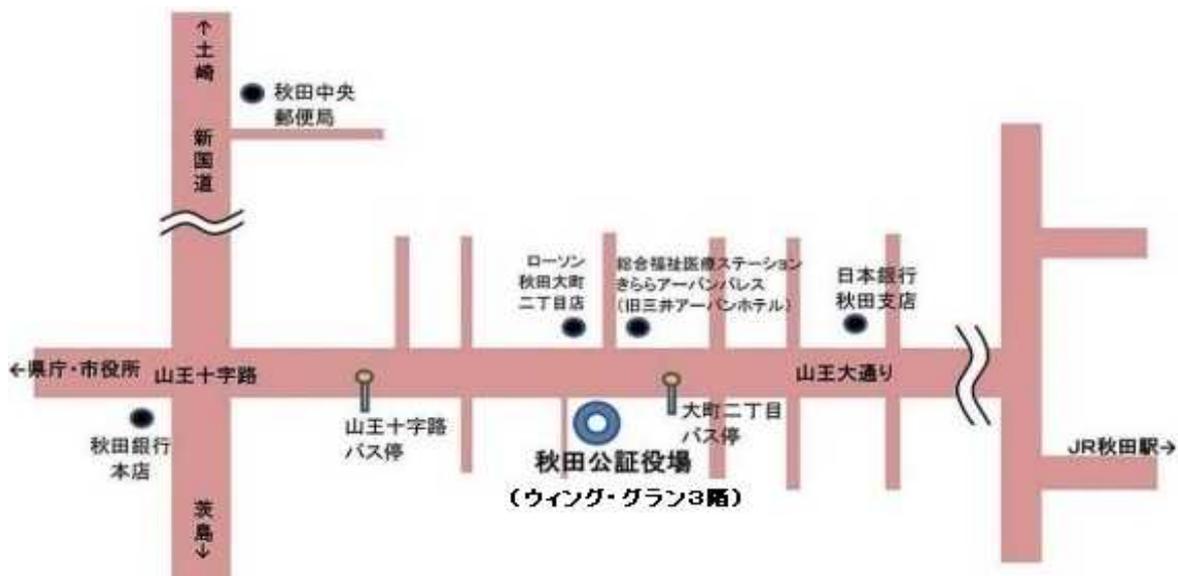
※確定日付の付与に関する事務については、引き続き、取り扱います。

両支局の最寄りの公証役場

秋田市大町3-5-8 ウイング・グラン3階

秋田公証人合同役場

TEL 018(864)0850



本件に関するお問合せ先

秋田地方法務局総務課 TEL 018-862-6531